

平成24年1月27日北海道告示第31号における「特別養護老人ホームゆうあいの郷駐車場整備」（以下「本件事業」という。）の事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、土地収用法（以下「法」という。）第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、法第3条第23号に掲げる「社会福祉法(昭和26年法律第45号)による社会福祉事業の用に供する施設」であることから、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性について

本件起業者は、平成5年から「特別養護老人ホームゆうあいの郷」を運営している社会福祉法人であり、法人として必要な財源措置を講じていることから、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性について

(1) 本件事業の施行により得られる利益

起業者は、空知中部広域連合中空知高齢者保健福祉圏域連絡協議会の「平成23年度介護基盤の緊急整備に伴う介護老人福祉施設の整備に係る圏域調整」による入所待機者の解消のための施設増床の整備を実施することとなり、その敷地を既存の駐車場スペースを活用することとしたため、職員・施設利用者のための駐車スペースが失われ、また、増床による施設の利用者の増加への対応の必要もあることから、新たに施設増床に対応した駐車スペースの整備が必要となった。

また、施設の増床整備の開始に伴い、現状の施設敷地内の駐車スペース以外にも職員・利用者の車両が止められるなど支障が出てきて、事故の危険性も高い状況となっている。

本件事業が完成することにより、職員や施設利用者のための駐車場スペースが確保され、居宅での生活及び介護を受けることが困難な要介護者に対するサービスに大きく寄与するものであり、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと認められる。

(2) 本件事業の施行により失われる利益

起業地は、現状の地目が田となっており、周辺は田畑で住宅も少なく、周辺環境への影響は少ないものと考えられ、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと認められる。

(3) 本件事業の起業地

起業地は、入所者である老人やその家族等が利用することを考慮し、施設に隣接した平坦な場所とし、当該地域が冬季間の積雪が多いことから車両の間隔も広くとるなど利用面での安全性にも配慮した2つの案を比較検討した上で選定されていることから、当該起業地を本件事業に用いることが相当であると認められる。

(4) 比較衡量

上記(1)から(3)までを踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は法第20条第3

号の要件を充足するものと判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

本件事業は、空知中部広域連合中空知高齢者保健福祉圏域連絡協議会の「平成23年度介護基盤の緊急整備に伴う介護老人福祉施設の整備に係る圏域調整」の決定を受けた圏域内での待機者解消のための施設増床整備のため既存駐車場敷地を活用したことから、新たな駐車場の確保と増床による利用者増に対応するための整備が必要となったものであり、緊急に整備すべき公益性の高い事業と認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、施設の増床による利用者の増加に対応できるよう台数を積算し、一台あたりの広さも積雪の多い地域であることを考慮した必要な範囲となっており、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲であることから、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。